

迫り来る新たな選別

(新BIS規制を考える)

先月、国際決済銀行(BIS、通称ピス)が銀行の自己資本比率規制の見直し案を公表した。今回の改正が、今後日本の金融機関の行動にどう影響を与えるかは未だ鮮明ではないが、国際基準を導入している金融機関(都銀や地銀大手行)の行動に少なからぬ影響を与えると思う。そして、やがては中小企業金融にも影響してくると思う。おきたい。

銀行の自己資本比率は、良く知られているように国際基準で8%、国内基準で4%をオーバーすることが求められているが、その自己資本比率の計算は一般企業の自己資本比率の計算式とは異なる。分子の自己資本には広義の自己資本(劣後債務や株式含み益の45%)を加え、分母の総資産からリスクのない資産額を控除するからだ。だから銀行のバランスシートから計算する裸の自己資本比率より数値が大きくなる。

計算式を示すと次のようになる。

$$\frac{\text{狭義自己資本} + \text{広義自己資本}}{\text{リスク資産総額}}$$

上記の分母の計算は私達には分りにくい。総資産(総資本)からリスクの無い資産を控除して求めるのだが、資産の種類に応じてリスク・ウェイト(リスクの比重)が定められている。そのリスク・ウェイトをそれぞれの資産(貸出や有価証券等)に掛けた金額がリスク資産となる。今回の改正案ではこの計算方法が変わるのだ。

私達に關係する貸出資産(企業向け融資)に限定して云うと、貸出資産のリスク・ウェイトは下記のようになる。

	現行	見直し案
貸出資産	100%	20~150%

現在は、企業の信用度に関わらず一律100%掛けて自己資本比率の分母となるリスク資産を計算している。それが、企業の信用度によってリスク・ウェイトに差を付けるということになる。簡単に言えば、格付けAA以上の企業への貸出と格付けB以下の企業への貸出では、同じ100の貸出であっても、分母となる資産は片や20となり片や150となるという話である。

既にお分かりのように、同じ貸出を増やすにしても、信用度の高い企業への融資と低い企業への融資では自己資本比率への影響がまるで違う結果となる。これでは信用度の低い企業への融資が大幅に絞られるのではないが、「すわ、大変だ」ということになりそうだが、そこは歯止めがかけられている。未格付け企業のリスク・ウェイトは今迄と同じ100%とすることになっている。中小企業は未格付け企業である。だからリスク・ウェイトが20%になることもないが、150%にカウントされることもない。従って、銀行の自己資本比率計算上の位置付けは変わらない。

しかし、今回の改正案が中小企業金融に与える影響はないと云い切ることは出来ない。

新規制案では、銀行が企業向け融資の取扱いについて二つの手法を選択することになっている。中堅以下の銀行(平均的地銀)を想定した「標準的手法」、そして大手銀行の採用を見込む「内部格付け手法」の二つである。

標準的手法は、前述したように外部の格付け機関の格付けを適用してリスク・ウェイトを決める。未格付け企業のそれは100%である。だから中小企業への融資の自己資本比率に与える影響は今迄と同じになる。ところが都銀などが採用すると見られる内部格付け手法は、それぞれの銀行が内部モデルで推計した融資先毎の倒産確率によってリスク・ウェイトを決めて行く。既に大手銀行では融資先企業を20段階程度に区分していて対応に備えているようだ。

標準的手法と内部格付け手法と二つに分かれることが、その採用銀行の行動にどのような影響を与えるのかの予想は難しいが、今回の改正の趣旨が、金融当局の管理から銀行の自己管理へ移行する、市場の力で銀行の行動を変える、ことにあるとすれば、未格付け企業と云えども迫ってくる変化(信用リスクに応じたマージン格差)に対応しなければならない。信用度の低い企業が、銀行から高いマージンを要求される時代がそこまで迫っているのである。

今回の改正案は日本の銀行にかなり配慮したものだと云われているが、それでも銀行の従来型行動を変えるインパクトを持っている。銀行は市場から厳しい選別の眼を向けられ、それに押し出されるように企業が銀行から選別される。銀行に依存しては存続が難しい時代が近づいている。